

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第 76 条及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める法令の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 松風会
代表者氏名	理事長 蒲池興照
法人所在地 (連絡先)	島原市有明町大三東甲2150番地 0957-68-1161
法人設立年月日	昭和35年5月19日

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイきらり
サービスの 主たる対象者	知的障害のある児童
事業所番号	放課後等デイサービス 号(令和 年 月 日指定)
管理者	池田奈美
児童発達支援 管理責任者	池田奈美
事業所所在地	長崎県島原市有明町大三東甲2150番地
連絡先 相談担当者名	0957-68-1161 担当:池田奈美
事業所の通常の 事業実施地域	島原市、雲仙市国見町、南島原市深江町の全域
事業所が行なう 他のサービス	生活介護事業 4210300259号(平成23年4月1日指定) 保育所等訪問支援事業 号(令和5年4月1日指定)
利用定員	10人
開設年月日	令和5年4月1日

(2) 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
直近の 実施年月日	平成26年11月
実施した 評価機関の名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構
評価結果の 開示状況 (公表の有無・ 公表場所等)	ホームページにて公開

(3) 事業の目的および運営方針

事業の目的	事業所を利用する障害児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
運営方針	利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。関係法令等を遵守し、法人が掲げる「安心と喜び」の理念に基づき事業を実施するものとする。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日とする。 ただし、8月14日から16日、12月29日から1月3日までと国民の祝日及び国民の休日を除く。
営業時間	8時から17時までとする。

(5) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	営業日と同じ
サービス提供時間	平日 13時から17時まで 土曜日 9時から17時まで 学校休業日 9時から17時まで

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造スレート葺平家建
敷地面積	7,625.93㎡
延床面積	157.27㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
指導訓練室	2室	一部静養スペース
シャワー室	1室	シャワーのみ(トイレ内に設置)
トイレ	1室	洗面台付、洋式トイレ
相談室	1室	支援施設と兼用
体育館	1棟	支援施設と兼用
調理室	室	食事の準備や軽食などを調理

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
職 種	職 務 内 容
児童発達支援 管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。</p> <p>(4) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも半年に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更します。</p> <p>(5) 利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、障害児の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
児 童 指 導 員 又 は 保 育 士	放課後等デイサービス計画に基づき利用者に対して適切な指導訓練を行う。
事 務 員	必要な事務を行う。
調 理 員	給食等の調理を行う

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1.0	
児童発達支援 管理責任者	1		1			1.0	
児童指導員 又は保育士	2	1	2			2.0	
事務員	1					1.0	
調理員	2					2.0	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)で勤務
児童発達支援 管理責任者	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)で勤務
児童指導員 又は保育士	普通勤務(8:00~17:00) 遅出勤務(9:30~18:30)
事務員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)で勤務
調理員	普通勤務(8:00~17:00) 早出勤務(6:00~15:00) 遅出勤務(9:40~18:40)

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障害児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、対人関係構築のための支援などを行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
健康指導	障害児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。
給食サービス	希望により、障害児の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。

(2) サービス料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、放課後等デイサービス費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
給食サービスの提供に係る食事代	1食あたり 400 円
おやつ代	1回あたり 100 円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料(障害児の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません)	2日前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です。
	昼食の申込みをされていて無断で欠席された場合、1食あたり 400円を請求いたします。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 現金支払い (2) 指定口座からの自動振替 (3) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。</p>
-----------------------	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障害児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障害児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	清華学園支援係長 酒井和博
-------------	---------------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待防止委員会を設置・開催しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障害児又はその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、障害児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障害児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、障害児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、障害児又はその家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、障害児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。○ 事業者が管理する情報については、障害児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先:電話番号 0957-68-1161 (対応可能時間 9:00 ~ 16:00)

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	木下内科医院		
医 院 長 名	木下眞吾		
所 在 地	島原市中野町丙 22 番地1		
電 話 番 号	0957 - 64 - 5851		
診 療 科	内科	入 院 設 備	有

13 事故発生時の対応方法について

障害児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障害児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

轄	市 町 村 名	島原市
	担 当 部 ・ 課 名	福祉保健部福祉課
	電 話 番 号	0957-63-1111

保険加入	<p>事故・災害に備えて、建物火災保険、施設賠償保険に加入しています。</p> <p>建物火災保険会社名：日本興亜損害保険(地震保険付帯)</p> <p>あいおいニッセイ同和損害保険(地震保険付帯)</p> <p>施設賠償保険名 :あいおいニッセイ同和損害保険</p> <p>(日本知的障害者福祉協会補償制度)</p>
------	---

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を年1回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電源 有 ・室内防火栓 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 <p>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</p> <p>・震災に備えての備蓄(食糧・飲料水3日分)</p> <p>(その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)</p>
消防計画	<p>消防署への届出日：平成30年1月10日</p> <p>防災管理者：釘田敬三</p>

15 苦情解決の体制

- (1) 提供した指定放課後等デイサービスに係る障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

苦情解決責任者:清華学園施設長

苦情解決受付者:デイさりり管理者

- ① サービス開始時に苦情解決制度の説明を行うと共に、制度の概要を掲示し周知徹底を図ります。
- ② 苦情受付箱を設置し、苦情の申し立てがし易いように配慮します。
- ③ 苦情の申し立てには速やかに対応し、誠意をもって話し合い、円滑な解決に努めます。
- ④ 苦情を解決した後、解決に至った経緯等を申立人に報告します。

本事業所では第三者委員を選任しています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 松風会監事 中山勝美 (0957-62-2855)

第三者委員氏名・連絡先 松風会監事 本田裕章 (0957-62-3924)

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (3) 相談窓口

【事業者の窓口】	所在地 島原市有明町大三東甲 2150 番地 電話番号 0957-68-1161 受付時間 午前9時から午後4時
【市町村の窓口】	所在地 島原市上の町537 電話番号 0957-63-1111 受付時間 開庁時間内

16 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、大阪府、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障害者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない場合は貴重品等を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 営 利 活 動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者のプライバシー保護の為、カメラ等での撮影は制限させていただく場合があります。 ・事業所の各施設及び利用者、職員の写真や映像等を、インターネット等を通じ不特定第三者に公衆送信する行為は禁止いたします。公衆送信等によるプライバシーの侵害、事業所の信用失墜を招く行為に対しては損害賠償を求めめる場合があります。

21 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

重要事項説明書の内容について通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	長崎県島原市有明町大三東甲2150番地		
	法人名	社会福祉法人 松風会		
	代表者名	理事長 蒲池興照	印	
	事業所名	デイけりり		
	説明者氏名	管理者 池田奈美	印	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付決定 保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者(児童)氏名		

代理人	住所	
	氏名	印